

## 宮城県農業経営負担軽減支援資金運営要領

### 第1 趣旨

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の融通については、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）、宮城県農業負債整理関係資金運営要綱（平成13年7月23日施行。以下「運営要綱」という。）及び宮城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成13年7月23日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 貸付条件

#### 1 貸付額の単位

貸付金額は、万円単位とする。

#### 2 償還期限の特例

ガイドライン第2の4(2)ただし書の規定により、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められた場合は、償還期限を15年以内することができるとされているが、この特例については、地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）が、既往債務の年間償還額からみて、償還期限を10年とした場合には、基本要綱に定める経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の達成が極めて困難と認める場合等に限り適用するものとする。

#### 3 償還方法

- (1) 償還方法は、各年元金均等とし、千円単位とする。ただし、各年の償還金額に端数が生じた場合は、第1回の償還金額に加えて、第2回以降均等償還とする。
- (2) 償還期限の第1年目とは、貸付日以降最初に迎える約定償還日とする。
- (3) 約定償還日は、毎年12月20日とする。

#### 4 貸付利率

貸付利率は、ガイドライン第3の2(2)による国の連絡を受けて県が作成する「農業近代化資金等の金利一覧表」のとおりとする。

### 第3 借入手続等

本資金の借入手続等は、次のとおりとする。ただし、宮城県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要しない場合には、債務保証委託申込書の提出その他債務保証に必要な手続を要しないものとする。

#### 1 借入手続

借入希望者は、経営改善計画書（基本要綱別紙1）を作成し、借入申込書兼債務保証委託申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）とともに、融資機関に提出するものとする。

#### 2 融資審査

融資機関は、借入希望者から提出された経営改善計画書及び借入申込書について基本要綱第3の2の規定に従って、融資審査を行うものとする。

#### 3 経営診断手続

- (1) 融資機関は、融資審査の結果、本資金を融通しようとするときは、経営改善計画総括表

(基本要綱別紙1)に必要事項を記入して、経営改善計画を運営要綱第7に定める経営診断の実施機関(以下「経営診断機関」という。)に送付して意見を求めるものとする。

(2) 経営診断機関は、(1)の規定により意見を求められた場合、経営改善計画総括表(基本要綱別紙1)に必要事項を記入して融資機関に回答するものとする。

#### 4 利子補給承認申請等

(1) 融資機関は、前項の経営診断機関の意見を踏まえ、本資金を融通しようとするときは、利子補給承認申請書(様式第2号。以下「承認申請書」という。)及び経営改善計画に関する要件書(様式第3号)各1部に借入申込書(写し)及び経営改善計画書(総括表を含む。)各1部を添付し、借入希望者の住所地を管轄する所長に提出するとともに、債務保証に関する意見書を付した借入申込書に経営改善計画に関する要件書(写し)及び経営改善計画書(総括表を含む。)各1部を添付し、基金協会へ送付するものとする。

(2) 基金協会は、前項の規定より融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の諾否を決定し、その旨を当該融資機関を経由して借入申込者に通知するものとする。

#### 5 利子補給承認

(1) 所長は、承認申請書を受理したときは宮城県農業金融地方審査会設置運営要領(昭和59年4月1日施行)による宮城県農業金融地方審査会(以下「地方審査会」という。)に諮るものとする。

(2) 地方審査会の審査は、3の(2)の規定による経営診断機関の意見を踏まえて行うものとする。

(3) 所長は、(1)の地方審査会の意見を勘案し、利子補給の承認又は不承認の決定を行い、次により事務処理するものとする。

##### ① 承認した場合

融資機関に承認通知書(様式第4号)を交付するとともに、農業改善普及センター、家畜保健衛生所、関係市町村、基金協会その他関係機関に対してその旨を通知し、農業振興課長に対して承認通知書の写し並びに承認申請書及び経営改善計画に関する要件書の写しを送付するものとする。

##### ② 不承認の場合

融資機関に、不承認とする理由を付して、文書で通知するとともに、①に規定する関係機関に対して、その旨を通知するものとする。

#### 6 貸付実行等

融資機関は、5の(3)の承認通知書の交付を受けたときは、次の要領で処理するものとする。

(1) 融資機関は、本資金の貸付けをした場合には、翌月の5日までは所長に貸付実行報告書(様式第5号)を提出するものとする。

(2) 所長は、(1)により融資機関から貸付実行報告書の提出を受けたときは、貸付実行報告書の内容を審査・確認の上、10日までに2部農業振興課長に送付するものとする。

#### 7 利子補給条件変更の申請等

利子補給条件の変更は、原則として認めないものとするが、貸付利率の変更、償還計画の変更又は借入れの全部若しくは一部辞退の場合に限り認めるものとし、次により処理するものとする。

(1) 貸付利率の変更の場合

① 貸付利率の引き下げの場合

利子補給承認後、貸付実行前に貸付利率が引き下げられた場合には、引き下げ後の利率で貸付けを行うこと。

イ 融資機関は、利子補給条件変更承認申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）を所長に提出する。

ロ 所長は、融資機関から変更申請書の提出を受けた場合は、利子補給条件変更承認通知書（様式第7号。以下「変更承認通知書」という。）を当該融資機関に交付するとともに、その旨を基金協会に通知し、農業振興課長に対して変更承認通知書の写しを送付するものとする。

② 貸付利率の引き上げの場合

利子補給条件後、貸付実行前に貸付利率が引き上げられた場合には、原則として引き上げ前の利率で貸付けを行うこと。したがって、この場合には、利子補給承認条件の変更は不要である。

(2) 償還計画の変更の場合

① 融資機関は、借入者から変更の申込みを受けた場合は、事情を調査し、やむを得ないと認めるときは変更申請書（様式第6号）を所長に提出するものとする。

② 所長は、融資機関から変更申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、ガイドラインに定める償還期間及び据置期間内において、やむを得ないと認められるときは変更を承認することとし、変更承認通知書（様式第7号）を当該融資機関に交付するとともに、その旨を基金協会に通知し、農業振興課長に対して変更承認通知書の写しを送付するものとする。

(3) 借入辞退の場合

融資機関は、既に承認された本資金の全部又は一部について、農業者から借入辞退がなされたことにより、貸付決定の全部又は一部を取り消す場合は、貸付実行報告書（様式第5号）に記入し、6に準じて提出するものとする。

8 既往負債の返済の確認

(1) 融資機関は、借入者に対し、貸付実行後は速やかに経営改善計画に従って既往負債を返済するよう指導するものとする。

(2) 融資機関は、既往負債の返済について、借入者に返戻された借用証書、貸付金利息計算書等により確認するものとし、本資金が本来の目的以外に使用されることのないよう留意するものとする。

(3) 融資機関は、借入者に対し、本資金の償還完了までの間、既往負債の返済に関する証拠書類を整備、及び保管するよう指導するものとする。

9 繰上償還及び延滞

(1) 融資機関は、借受者から繰上償還を受け入れたとき又は約定償還の延滞の発生若しくは延滞金の回収があったときは、繰上償還報告書（様式第8号）又は延滞報告書（様式第9号）に必要事項を記入し、翌月の5日までに所長に提出するものとする。

(2) 所長は、融資機関から上記報告書の提出があったときは、翌月の10日までに農業振興課長にその写しを送付するものとする。

第4 経営改善計画

## 1 経営改善計画の作成

- (1) おおむね5年程度の間、確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とすること。
- (2) 収益性の向上、経営費の節減、生活の合理化、遊休資産の処分等を図るとともに、新規投資については極力抑制し、農業経営及び農家経済全体の安定・体質強化を促進すること。
- (3) 経営改善計画の達成上必要な資金以外の借入は極力行わないようにするとともに、関係機関の協力による既往負債の償還条件の緩和等により、毎年の償還負担の軽減が図られるようにすること。

## 2 経営改善計画の着実な実施

- (1) 基本要綱第3の6(2)の規定に基づき、借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年経営状況報告書（基本要綱別紙4）を融資機関に報告すること。
- (2) 融資機関は、借入者から提出された経営状況報告書の写しを、所長に送付するものとする。
- (3) 融資機関及び関係機関は、運営要綱第8の規定に基づき、経営改善計画が着実に実施されるよう、適時適切な指導に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。